

# 青森県報

第三千四百七十三号

平成二十三年  
十二月五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 五
道路の供用の開始……………	(同) …… 五
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営支援課) …… 六
右 同……………	(同) …… 七
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(同) …… 七
正 誤	
平成二十三年十一月三十日定例公告中……………	(情システム課報) …… 八

## 告

## 示

### 青森県告示第九百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社 スライヴ	株式会社 パンドル 介護サービス	〃	〃	株式会社 エウエル グループ	株式会社 パンドル グループ	名称 居宅介護事業者
黒石市大字 森一八四の 二九	黒石市大字 森一八四の 三三	〃	〃	弘前市大字 西城北二丁 目六の三	弘前市大字 西城北二丁 目六の三	主たる事務 所在地
福祉用具 貸与	訪問介護	〃	〃	認知症対 応型共同 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	居宅介護 事業の種類
株式会社 スライヴ	株式会社 パンドル 事業所 弘前	〃	〃	グループ ホーム パンドル 弘前	グループ ホーム パンドル 弘前	名称 居宅介護事業所
黒石市大字 境松字村井 一五一の一	黒石市大字 森一八四の 二九	弘前市大字 西城北二丁 目三の四	弘前市大字 石渡三丁目 一の二五	弘前市大字 西城北二丁 目三の四	弘前市大字 石渡三丁目 一の二五	所在地
三三・一〇・一五	〃	〃	〃	平成 三三・九・一六	平成 三三・九・一六	変更 年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
三和工業株式会社	"	"	"	株式会社 善世会	株式会社 善世会	株式会社 善世会	株式会社 善世会	株式会社 善世会	株式会社 善世会	株式会社 善世会	株式会社 善世会
弘前市大字 四五の五六開字	"	"	"	弘前市大字 五〇三〇の五	弘前市大字 五〇三〇の五	弘前市大字 五〇三〇の五	弘前市大字 五〇三〇の五	弘前市大字 五〇三〇の五	弘前市大字 五〇三〇の五	弘前市大字 五〇三〇の五	弘前市大字 五〇三〇の五
訪問看護	福祉用具貸与	訪問看護	訪問看護	"	"	"	"	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
訪問看護センター	高館山福祉センター	高館山福祉センター	高館山福祉センター	ヘルパーセンター 山	ヘルパーセンター 山	ヘルパーセンター 山	ヘルパーセンター 山	ヘルパーセンター 山	ヘルパーセンター 山	ヘルパーセンター 山	ヘルパーセンター 山
弘前市大字 一清の三五丁目	弘前市大字 二〇五の二	弘前市大字 一五の五	弘前市大字 八四の四	弘前市大字 一五の五	弘前市大字 一五の五	弘前市大字 一五の五	弘前市大字 一五の五	弘前市大字 一五の五	弘前市大字 一五の五	弘前市大字 一五の五	弘前市大字 一五の五
三・一〇・一	"	"	"	三・一〇・一	三・一〇・一	三・一〇・一	三・一〇・一	三・一〇・一	三・一〇・一	三・一〇・一	三・一〇・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社	明倫株式会社
"	"	"	"	八戸市西白台一丁目 一四の二	八戸市西白台一丁目 一四の二	八戸市西白台一丁目 一四の二	八戸市西白台一丁目 一四の二	八戸市西白台一丁目 一四の二	八戸市西白台一丁目 一四の二	八戸市西白台一丁目 一四の二	八戸市西白台一丁目 一四の二
訪問看護	"	訪問看護	訪問看護	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与
訪問看護センター	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫	ヘルパーセンター 明倫
八戸市大字 八塚七の一行	八戸市小中 五野三丁目 二	八戸市大字 八塚七の一行	八戸市小中 五野三丁目 二	八戸市大字 八塚七の一行	八戸市小中 五野三丁目 二	八戸市大字 八塚七の一行	八戸市小中 五野三丁目 二	八戸市大字 八塚七の一行	八戸市小中 五野三丁目 二	八戸市大字 八塚七の一行	八戸市小中 五野三丁目 二
"	"	三・九・一	三・二・四	三・九・一	三・二・四	三・九・一	三・二・四	三・九・一	三・二・四	三・九・一	三・二・四

青森県告示第九百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
株式会社 バリュース	株式会社 バンドー 介護サービス			株式会社 エウバンドー ケアグループ		名称	介護予防事業者
弘前市 新弘前市 一丁目一六七	"			弘前市 西城北二丁目 目六の三		主たる 事務 所在地	
"	介護予防 訪問介護			介護予防 認知症 対応 生活共同 介護		介護予防 事業の 種類	
ホテル ヨスヘル パシィ のほほ えみのほ	ホテル ケバン ズアフレ ンズ弘前			ホテル グローム パブ 弘前北	ホテル グローム パブ 弘前	名称	介護予防事業所
弘前市 文京町一 八	弘前市 紺屋町六 三	弘前市 西城北二 丁目四	弘前市 石渡三丁 目一五	弘前市 西城北二 丁目四	弘前市 石渡三丁 目一五	所在地	
三 ・ 九 ・ 一	"			平成 三 ・ 九 ・ 六		変更 年月 日	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
特定 生活 営 利 法 人 活 在 宅	"			三和 工業 株式 会社		"		"		善世 会 株式 会社	
上北 郡 大 字 六 ヶ 泊 ノ 内 二 字 六 ヶ 泊	"			弘前市 小沢五 字六六 開字		"		"		弘前市 五代字 三三〇 〇三〇 〇弟	
"	介護予防 訪問介護			介護予防 訪問看護		介護予防 福祉用 具貸与		介護予防 訪問看護		"	
在宅 生活 ヘル パシィ ンテ ル シィ ヨス	"			サン クワ ンテ ル シィ サ ン ク ワ ン テ ル シィ 訪		高館山 福祉 用具 サ ン ク ワ ン テ ル シィ 福		訪問看護 ヨスヘル パシィ ンテ ル 高 館 山		ヨスヘル パシィ ンテ ル 高 館 山	
上北 郡 大 字 六 ヶ 泊 ノ 内 二 字 六 ヶ 泊	上北 郡 大 字 八 ヶ 泊 ノ 内 二 字 六 ヶ 泊	弘前市 清水三 丁目一 五	弘前市 小沢五 字一〇 〇五の 一開字	弘前市 清水三 丁目一 五	弘前市 小沢五 字一〇 〇五の 一開字	弘前市 五代字 沼田一 三の五	弘前市 和田町 四の	弘前市 五代字 沼田一 三の五	弘前市 二善二 〇	弘前市 五代字 沼田一 三の五	弘前市 五代字 沼田一 三の五
三 ・ 九 ・ 一	"			三 ・ 一 〇 ・ 一		"		"		三 ・ 一 〇 ・ 一 六	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	明倫 有限会社	有限会社 ジャスト	黒石市大字 飛内字飛内 五二	黒石市大字 飛内字飛内 五二
訪問看護 介護予防	"	"	"	八戸市西白 山台一丁目 一四の二二	八戸市西白 山台一丁目 一四の二二	黒石市大字 市ノ町四八	黒石市大字 市ノ町四八
訪問看護 結	ヘルパー シ	ヘルパー シ	ヘルパー シ	ほ ヨステ いな	ヘルパー シ	黒石市大字 市ノ町四八	黒石市大字 市ノ町四八
八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市小中 野三丁目 五の七	八戸市小中 野三丁目 五の七	八戸市小中 野三丁目 五の七	八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市大字 久保字一 人塚七の	黒石市大字 市ノ町四八	黒石市大字 市ノ町四八
"	"	"	"	三・九 一	三・九 一	三・二 四	三・二 四

青森県告示第九百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
有限会社 明倫	三和工業 株式会社	三和工業 株式会社	三和工業 株式会社	株式会社 善世	株式会社 善世	株式会社 パブリック	株式会社 パブリック	居宅介護 支援事業 者
八戸市西白 山台一丁目 一四の二二	弘前市大字 小沢開四五 の五六	弘前市大字 小沢開四五 の五六	弘前市大字 小沢開四五 の五六	弘前市大字 五〇一の 〇三〇	弘前市大字 五〇一の 〇三〇	弘前市大字 新七の 一六	弘前市大字 新七の 一六	主たる 事務所 所在地
居宅介護 支援事業 所いなほ	サンワ訪 問ステ ーション	サンワ訪 問ステ ーション	サンワ訪 問ステ ーション	居宅介護 支援事業 所高泉 館山	居宅介護 支援事業 所高泉 館山	弘前介護 相談セン ター	弘前介護 相談セン ター	居宅介護 支援事業 所
八戸市大字 久保字一 人塚七の	八戸市小中 野三丁目 五の七	八戸市小中 野三丁目 五の七	八戸市小中 野三丁目 五の七	弘前市大字 五〇一の 〇三〇	弘前市大字 五〇一の 〇三〇	弘前市大字 文京八の 二一	弘前市大字 文京八の 二一	所 在 地
三・九 一	三・一〇 一	三・一〇 一	三・一〇 一	三・一〇 一六	三・一〇 一六	平成 三・九 一	平成 三・九 一	変 更 日

青森県告示第九百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		変更後		変更前		区分	
株式会社 ヤストサイ ビス	黒石市大字市 ノ町四八	株式会社 ヤストサイ ビス	黒石市大字飛 内字飛内五二	株式会社 世会	弘前市大字五 代字従弟沢一 〇三〇の五〇	株式会社 世会	弘前市大字五 代字従弟沢一 〇三〇の五〇	名称	特定福祉用具販売事業者
黒石市大字市 ノ町四八	黒石市大字市 ノ町四八	黒石市大字飛 内字飛内五二	黒石市大字飛 内字飛内五二	高館山福祉 用具サイビ ス	弘前市大字和 田四の八	高館山福祉 用具サイビ ス	弘前市大字和 田四の八	主たる事務所 の所在地	特定福祉用具販売事業所
三・二四	三・二四	三・二四	三・二四	平成 二〇一〇・一六	平成 二〇一〇・一六	平成 二〇一〇・一六	平成 二〇一〇・一六	所在地	変更 年月日

青森県告示第九百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		変更後		変更前		区分	
株式会社 ヤストサイ ビス	黒石市大字市 ノ町四八	株式会社 ヤストサイ ビス	黒石市大字飛 内字飛内五二	株式会社 世会	弘前市大字五 代字従弟沢一 〇三〇の五〇	株式会社 世会	弘前市大字五 代字従弟沢一 〇三〇の五〇	名称	特定介護予防福祉用具 販売事業者
黒石市大字市 ノ町四八	黒石市大字市 ノ町四八	黒石市大字飛 内字飛内五二	黒石市大字飛 内字飛内五二	高館山福祉 用具サイビ ス	弘前市大字和 田四の八	高館山福祉 用具サイビ ス	弘前市大字和 田四の八	主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具 販売事業所
三・二四	三・二四	三・二四	三・二四	平成 二〇一〇・一六	平成 二〇一〇・一六	平成 二〇一〇・一六	平成 二〇一〇・一六	所在地	変更 年月日

青森県告示第九百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年一月四日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線 名	変更の 区間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二七九号	むつ市大畑町釣屋浜一七の五まで		後	一四・二二メートルまで	一一八・〇〇メートル	
			むつ市大畑町釣屋浜二五の三から		前	七・七二メートルまで	一一八・〇〇メートル	

青森県告示第九百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年一月四日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二七九号	むつ市大畑町釣屋浜二五の三から むつ市大畑町釣屋浜一七の一まで	平成三三・五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
ロックタウン弘前樋の口 弘前市大字樋の口二丁目九の六	イオンタウン弘前樋の口 弘前市大字樋の口二丁目九の六	平成三三・九・一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役社長 宮地邦明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役社長 宮地邦明	

株式会社サンワドール 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役社長 中村勝弘	株式会社サンワドール 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役社長 中村勝弘	平成三三・九・一
ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六 代表取締役社長 大門淳	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役社長 大門淳	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役社長 宮地邦明 外

四 届出年月日

平成二十三年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十三年十二月五日から平成二十四年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	青森東ショッピングセンター 青森市大字矢田前字弥生田四五の 一外	変更後	イオンタウン青森東 青森市大字矢田前字弥生田四五の 一外	変更 年月日	平成 二〇二 三・九 一
-----	--	-----	------------------------------------	-----------	-----------------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東商

青森市大字宮田字玉水二

代表取締役 佐藤茂

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役社長 宮地邦明 外

四 届出年月日

平成二十三年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年十二月五日から平成二十四年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

共同不動産管理株式会社

青森市中央二丁目九の八

代表取締役 川鍋尚弘

三 青森市の意見の概要

1 引き続き、周辺的生活環境の保全に努められるとともに、苦情があつた場合に

は誠実に対応し解決に努めること。

2 大幅に駐車場の収容台数が減少することから、積雪時においても必要駐車台数の確保に支障をきたさないこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

情報システム課

平成三二・三〇 第三四七二号	発行年月日 発行番号	区分	ページ 段	行	誤	正
					青森県庁舎北棟二階A会議室	青森県庁舎北棟五階A会議室

正

誤

2 期間  
平成二十三年十二月五日から平成二十四年一月五日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭